

# 令和7年第3回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

諮問第8号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所	紀の川市	
氏 名	きく 菊	おか 岡
		いさお 功

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和7年12月31日任期満了となることに伴い、菊岡功君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第9号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市 [REDACTED]

氏 名 しぶ た とし え  
澁 田 敏 江

[REDACTED]

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和7年12月31日任期満了となることに伴い、渋田敏江君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

議案第59号

令和6年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度紀の川市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第60号

令和6年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第61号

令和6年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第62号

令和6年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算  
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度  
紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を  
付けて、議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第63号

令和6年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第64号

令和6年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第65号

令和6年度紀の川市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度紀の川市財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第66号

令和6年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算  
の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度紀の川市水道事業剰余金の処分について、議会の議決を求める。また、同法第30条第4項の規定により、令和6年度紀の川市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第67号

令和6年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の  
処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6  
年度紀の川市工業用水道事業剰余金の処分について、議会の議決を求める。また、同法  
第30条第4項の規定により、令和6年度紀の川市工業用水道事業会計決算を別紙監査  
委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第68号

令和6年度紀の川市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度紀の川市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

## 議案第69号

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年紀の川市条例第31号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

### 提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年紀の川市条例第31号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（新設）</p> <p>4・5 略</p> <p style="text-align: center;">（特定個人情報の提供）</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、<u>教育委員会</u>が、<u>市長</u></p>	<p style="text-align: center;">（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。</u></p> <p>5・6 略</p> <p style="text-align: center;">（特定個人情報の提供）</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、<u>別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表</u></p>

改 正 前	改 正 後																																								
<p>_____に対し、別表第3の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長_____が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関</th> <th style="width: 80%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>6 市長</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関</th> <th style="width: 40%;">事務</th> <th style="width: 45%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>10 市長</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>11 市長</td> <td>紀の川市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>略 <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	略	略	6 市長	略	機関	事務	特定個人情報	略	略	略	10 市長	略	略	11 市長	紀の川市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略 <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	<p>の第3欄に掲げる機関に対し、同表_____の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、<u>同表の第3欄に掲げる機関</u>が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関</th> <th style="width: 80%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>6 市長</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>7 市長</td> <td><u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td>8 教育委員会</td> <td><u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関</th> <th style="width: 40%;">事務</th> <th style="width: 45%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>10 市長</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>11 市長</td> <td>紀の川市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>略 <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	略	略	6 市長	略	7 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	8 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	機関	事務	特定個人情報	略	略	略	10 市長	略	略	11 市長	紀の川市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略 <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
機関	事務																																								
略	略																																								
6 市長	略																																								
機関	事務	特定個人情報																																							
略	略	略																																							
10 市長	略	略																																							
11 市長	紀の川市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略 <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>																																							
機関	事務																																								
略	略																																								
6 市長	略																																								
7 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>																																								
8 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>																																								
機関	事務	特定個人情報																																							
略	略	略																																							
10 市長	略	略																																							
11 市長	紀の川市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略 <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>																																							

改正前				改正後			
1 2 市長	紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの		1 2 市長	紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	
1 3 市長	紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの		1 3 市長	紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	
1 4 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの		1 4 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	
1 5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準じた措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの		1 5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準じた措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	
別表第3（第5条関係）				別表第3（第5条関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	略	略	略	1 市長	住登外者宛名番号管理機能	教育委	住登外者宛名情

改正前	改正後			
		による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	員会	報であって規則で定めるもの
	2 教育委員会	略	略	略
	3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能	市長	住登外者宛名情報であって規則
		による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの		報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号

紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）が令和7年10月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条例第 号

(紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年紀の川市条例第37号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(週休日及び勤務時間の割り振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>(1) 子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求</p>	<p style="text-align: center;">(週休日及び勤務時間の割り振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>(1) 子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求</p>

改 正 前	改 正 後
<p>に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第8条の2及び第8条の3において同じ。)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第15条第1項及び第17条の2第1項において同じ。)の介護をする職員であって、規則で定めるもの</p> <p>(2) 略 (新設)</p>	<p>に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第8条の2及び第8条の3において同じ。)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第15条第1項及び第17条の3第1項において同じ。)の介護をする職員であって、規則で定めるもの</p> <p>(2) 略 <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第17条の2 任命権者は、紀の川市職員の育児休業等に関する条例(平成17年紀の川市条例第38号)第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p>

改正前	改正後
<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第17条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必</p>	<p>(3) <u>紀の川市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第17条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必</p>

改 正 前	改 正 後
<p>要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 略 （勤務環境の整備に関する措置） <u>第17条の3</u> 略</p>	<p>要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 略 （勤務環境の整備に関する措置） <u>第17条の4</u> 略</p>

（紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 紀の川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀の川市条例第38号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く_____。）</p> <p><u>（部分休業の承認）</u></p> <p>第18条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業_____の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業_____の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間か</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。<u>次条において同じ。）</u></p> <p><u>（第1号部分休業の承認）</u></p> <p>第18条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間か</p>

改 正 前	改 正 後
<p>ら5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>ら5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>（第2号部分休業の承認）</u></p> <p><u>第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p><u>（1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p><u>（2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u></p> <p><u>第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>



改正前	改正後
	<u>きとする。</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。  
(紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の紀の川市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 7 1 号

紀の川市支所及び出張所設置条例の一部改正について

紀の川市支所及び出張所設置条例（平成 1 7 年紀の川市条例第 8 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

鞆渕出張所を移転するため。

紀の川市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市支所及び出張所設置条例（平成17年紀の川市条例第8号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前			改 正 後		
(名称等) 第2条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(名称等) 第2条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
略	略	略	略	略	略
貴志川支所	略	略	貴志川支所	略	略
鞆渕出張所	<u>紀の川市中鞆渕1041番地</u>	略	鞆渕出張所	<u>紀の川市中鞆渕1634番地1</u>	略

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 7 2 号

紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 2 1 年紀の川市条例第 2 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額の引上げについて、所要の改正を行うため。

紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成21年紀の川市条例第2号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成さ</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成さ</p>

改正前	改正後
<p>れた選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p>	<p>れた選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

議案第73号

紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年紀の川市条例第43号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

選挙長等の報酬の引上げ等について、所要の改正を行うため。

紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年紀の川市条例第43号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後																												
(特別職の職員の報酬) 第1条 略 2～4 略 (新設)  別表 (第1条関係)  <div style="text-align: right;">(単位：円)</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員選挙加給</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>選挙長</td> <td>選挙1回につき <u>10,000</u></td> </tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td> <td>選挙1回につき <u>12,000</u></td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td> <td>日額 <u>11,000</u></td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>選挙1回につき <u>10,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略	略	選挙管理委員選挙加給	略	選挙長	選挙1回につき <u>10,000</u>	投票所の投票管理者	選挙1回につき <u>12,000</u>	期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,000</u>	開票管理者	選挙1回につき <u>10,000</u>	(特別職の職員の報酬) 第1条 略 2～4 略 <u>5 選挙に関する特別職の職員に対する報酬は、2以上の選挙を同時に行う場合において、当該2以上の選挙を1の選挙とみなして支給する。</u>  別表 (第1条関係)  <div style="text-align: right;">(単位：円)</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員選挙加給</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>選挙長</td> <td>選挙1回につき <u>12,200</u></td> </tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td> <td>選挙1回につき <u>14,500</u></td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td> <td>日額 <u>12,800</u></td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>選挙1回につき <u>12,200</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略	略	選挙管理委員選挙加給	略	選挙長	選挙1回につき <u>12,200</u>	投票所の投票管理者	選挙1回につき <u>14,500</u>	期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800</u>	開票管理者	選挙1回につき <u>12,200</u>
区分	報酬の額																												
略	略																												
選挙管理委員選挙加給	略																												
選挙長	選挙1回につき <u>10,000</u>																												
投票所の投票管理者	選挙1回につき <u>12,000</u>																												
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,000</u>																												
開票管理者	選挙1回につき <u>10,000</u>																												
区分	報酬の額																												
略	略																												
選挙管理委員選挙加給	略																												
選挙長	選挙1回につき <u>12,200</u>																												
投票所の投票管理者	選挙1回につき <u>14,500</u>																												
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800</u>																												
開票管理者	選挙1回につき <u>12,200</u>																												

改 正 前		改 正 後	
投票所の投票立会人	選挙1回につき <u>11,000</u>	投票所の投票立会人	選挙1回につき <u>12,400</u> (ただし、途中で交代した場合は、事務に従事した時間で按分した額とし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>10,000</u>	期日前投票所の投票立会人	日額 <u>10,900</u> (ただし、途中で交代した場合は、事務に従事した時間で按分した額とし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
開票立会人	選挙1回につき <u>8,500</u>	開票立会人	選挙1回につき <u>10,100</u>
選挙立会人	選挙1回につき <u>8,500</u>	選挙立会人	選挙1回につき <u>10,100</u>
略	略	略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第74号

紀の川市国民健康保険直営診療施設条例の一部改正について

紀の川市国民健康保険直営診療施設条例（平成17年紀の川市条例第140号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市国民健康保険直営鞆湊診療所を移転し、紀の川市国民健康保険直営細野診療所を廃止するため。

紀の川市国民健康保険直営診療施設条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市国民健康保険直営診療施設条例（平成17年紀の川市条例第140号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後										
(名称及び位置)	(名称及び位置)										
第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定により診療施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定により診療施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>紀の川市国民健康保険直営鞆渕診療所</u></td> <td style="text-align: center;"><u>紀の川市中鞆渕9 1 1 番地</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>紀の川市国民健康保険直営細野診療所</u></td> <td style="text-align: center;"><u>紀の川市桃山町中畑1 0 8 番地 1</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>紀の川市国民健康保険直営鞆渕診療所</u>	<u>紀の川市中鞆渕9 1 1 番地</u>	<u>紀の川市国民健康保険直営細野診療所</u>	<u>紀の川市桃山町中畑1 0 8 番地 1</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>紀の川市国民健康保険直営鞆渕診療所</u></td> <td style="text-align: center;"><u>紀の川市中鞆渕1 6 3 4 番地 1</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>紀の川市国民健康保険直営鞆渕診療所</u>	<u>紀の川市中鞆渕1 6 3 4 番地 1</u>
名称	位置										
<u>紀の川市国民健康保険直営鞆渕診療所</u>	<u>紀の川市中鞆渕9 1 1 番地</u>										
<u>紀の川市国民健康保険直営細野診療所</u>	<u>紀の川市桃山町中畑1 0 8 番地 1</u>										
名称	位置										
<u>紀の川市国民健康保険直営鞆渕診療所</u>	<u>紀の川市中鞆渕1 6 3 4 番地 1</u>										

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 75 号

紀の川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の  
資格基準に関する条例の一部改正について

紀の川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に  
関する条例（平成 25 年紀の川市条例第 6 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）等の一部改正に伴い、条例の一部を改正  
するため。

紀の川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年紀の川市条例第6号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の _____ 土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、<u>2年以上水道</u> _____ に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____</p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道</u> _____ に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程 _____ を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）</u> _____ に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p>(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程 _____ を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等</u> _____ に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(3) <u>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(3) <u>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号及び次条において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p>
<p>(4) <u>学校教育法による高等学校又は中等教育学校</u></p> <hr/> <p>_____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</p> <p>(新設)</p>	<p>(4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(5) <u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術</u></p>

改正前	改正後
<p>(5) <u>10年以上水道</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による<u>大学院研究科</u>において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定に</p>	<p><u>上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(7) <u>10年以上水道等</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく<u>大学院研究科</u>において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（<u>第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定</p>

改 正 前	改 正 後
<p>よる第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した<u>ものに限る。</u>）であって、1年以上<u>水道に</u> に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの _____</p> <p>(新設)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者</u></p> <p>(2) <u>前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科</u></p>	<p>による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した<u>者に</u> 限る。）であって、1年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（<u>6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p>(1) <u>建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において _____ 工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこ</u></p>



改正前	改正後
<p>した後、それぞれ当該各号の卒業生（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）ごとに規定する最低経年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）ごとに規定する最低経年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(8) <u>建築業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第76号

紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部改正について

紀の川市河北河南水道事業給水条例（平成17年紀の川市条例第193号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた給水装置工事事業者であっても工事を行うことを可能とするため。

紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市河北河南水道事業給水条例（平成17年紀の川市条例第193号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(工事の施行)</p> <p>第12条 給水装置の設計及び工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2・3 略</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第12条 給水装置の設計及び工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 77 号

紀の川市公共下水道条例の一部改正について

紀の川市公共下水道条例（平成 20 年紀の川市条例第 30 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた工事店であっても工事を行うことを可能とするため。

紀の川市公共下水道条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市公共下水道条例（平成20年紀の川市条例第30号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事の設計及び施工は、市長の指定を受けた者（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。 _____                  _____                  _____                  _____</p> <p>2 略</p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事の設計及び施工は、市長の指定を受けた者（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条ただし書の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第78号

令和7年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第79号

令和7年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第80号

令和7年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 81 号

令和 7 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 82 号

令和 7 年度紀の川市財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度紀の川市財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第83号

令和7年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 84 号

令和 7 年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第85号

令和7年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）